

## 年末年始家庭ごみ等収集についてのお知らせ

- 家庭ごみは1月3日(木)まで収集しません。  
年末年始は家庭ごみの量が増加します。分別収集・資源収集にご協力いただくとともに、決められた収集日時に出してください。
- 古紙類(新聞・雑誌・ダンボール等)は1月から3月まで収集しません。  
古紙収集専用ステーションも同様です。  
4月から収集を開始します。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 ☎0187(84)4903

## 「生涯スポーツ研修会」の参加者を募集します

生涯スポーツの普及と推進および指導者の資質の向上のための実践方法について学ぶ研修会を開きます。

- 期 日 ● 1月19日(土)
- 会 場 ● 仙南公民館および総合体育館リリオス
- 対 象 者 ● 生涯スポーツに興味・関心のある町民の方
- 日 程 ● 受付:午前9時30分～、開講式:午前10時～、午後3時10分に全日程終了

内 容 ●

- 講演・実技補助  
(午前10時15分～正午、仙南公民館にて)  
演題 「高齢者転倒予防」  
～身体機能アップのための運動～

講師 東京医療保健大学 准教授 山下和彦 氏

- 実技・講演補助  
(午後1時～午後3時、総合体育館リリオスにて)  
実技 実践!生涯年筋 ～奇跡の年筋トレーニングⅡ～  
講師 年筋トレーニングインストラクター 熊谷恭子 氏

- 申込期限 ● 1月10日(木)
- 申込方法 ● 電話でご連絡いただくか申込書をFAXで送付してください。
- 参加料 ● 無料(昼食については各自でご準備ください)
- その他 ● 実技には運動のできる服装・内ズックで参加してください。

申込み 町教育委員会 社会教育課 スポーツ振興班  
問合せ ☎0187(84)4915(内線1425、1426)

## 臨時事務職員を募集します

- 募集職種等 ● 事務補助 1人
- 必要資格等 ● ワード、エクセルが操作可能であること
- 就業場所 ● 美郷町役場税務課(千畑庁舎)
- 時間給 ● 750円
- 雇用期間 ● 平成20年1月15日～3月31日
- 就業時間等 ● 週5日 1日8時間
- 応募方法等 ● 賃金・加入保険等の詳細や申し込みについては、すべてハローワークを通じて行ってください。
- 申込期限 ● 1月9日(水)

申込み ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

## 冬の運動不足を解消しよう！ ニュースポーツ教室の参加者を募集します

ストレッチ運動と筋力トレーニングで元気に動ける身体を維持しましょう。



特に高齢の方の体力低下の予防に効果がある運動と、ユニカルなどレクリエーションを取り入れたメニューで楽しく運動ができますので、ぜひご参加ください。

期日 ● 1月12日(土) 総合体育館リリオス  
および 1月27日(日) 仙南体育館

- 時 間 ● 午前9時から2時間程度
- 講 師 ● 秋田県スポーツ科学センター 指導員
- その他 ● 参加費は無料です。動きやすい服装で、運動靴をご持参ください。

問い合わせ 町教育委員会 社会教育課 スポーツ振興班  
☎0187(84)4915(内線1425、1426)  
☎0187(84)0033

## 戦没者等の遺族の方へ

### 特別弔慰金の請求はお済みですか？

請求期限を過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

- 対 象 者 ● 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

請求期限は  
平成20年  
3月31日  
です。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
(戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除きます)
- 4 前記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母  
④兄弟姉妹
- 5 前記1から4以外の三親等内の親族  
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります)

給付内容 ● 額面40万円(10年償還)の記名国債が支給されます。

請求 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班  
窓口 ☎0187(84)4907(内線2164)

## 「ねんきん特別便」 大切な記録を届けます

社会保険庁では、約5,000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ(氏名、性別及び生年月日の突合せ)などを行った後、12月中旬以降から、記録が年金に結びつく可能性がある方、その他の年金受給者、現役加入者の順番で、加入期間及び加入履歴を記載した「ねんきん特別便」を送付する予定です。

### ①住所変更の届出がお済でない方は

社会保険庁にお届けいただいている住所が現住所と違っている方には「ねんきん特別便」をお届けできない場合があります。ご住所の訂正(変更)は、ご自身による手続きが必要となりますので、それぞれの年金の窓口で住所変更の手続きをお願いします。

- 国民年金に加入している方は、市町村役場の年金担当窓口へ
- 厚生年金に加入している方やその被扶養配偶者の方は、厚生年金加入者の方のお勤め先の社会保険担当者の方
- 年金を受給されている方は、最寄りの社会保険事務所へ

### ②結婚などで名字が変わった方は

名寄せにより結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届出をお急ぎください。

### ③「ねんきん特別便」が届いた方は

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録にもれがないか十分にご確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」の提出をお願いします。



大曲社会保険事務所 ☎0187(63)2294・2295・2299(年金相談コーナー)  
「ねんきんダイヤル」 ☎0570(05)1165(平日8:30~17:15)  
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班(国民年金係) ☎0187(84)4903(内線2145)

### ねんきん特別便送付スケジュール

～平成20年1月を目途  
未統合記録と氏名、性別及び生年月日が一致し、記録が結び付くと推定される方



平成20年2月～3月を目途  
未統合記録と氏名、性別及び生年月日の一部が一致し、同一人と推定できる場合であり、記録が結び付くと推定される方



平成20年4月～5月を目途  
既に年金を受け取られているその他の方



平成20年6月～10月を目途  
今後年金を受け取る予定のその他の方

## ～介護保険事務所からのお知らせ～

### 長い間介護保険料を滞納すると…

災害その他特別の事情がなく介護保険料を納期限まで納めない(滞納)していると、滞納している期間に応じて次のような措置が講じられます。

#### ①1年以上滞納している場合(償還払い化)

介護保険サービスを受けたときの自己負担が通常1割のところ、一旦サービス事業者に10割(全額)を支払い、後日保険者への請求により9割相当分の払い戻しを受けます。

#### ②1年6カ月以上滞納している場合(一時差止)

①により払い戻しされることになっている費用を一時差止められたり、住宅改修費や福祉用具購入費に係る給付費も一時差止めになります。

さらに滞納が続くと、差止められた給付費から滞納保険料が控除されることがあります。

#### ③2年以上滞納している場合(給付額減額)

滞納している期間の長さに応じて、自己負担が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなることがあります。

◎保険料を滞納していると介護保険サービスを利用したときにペナルティがありますので、保険料は忘れずに納期限内に納めましょう。

◎満65歳になられた方の保険料は、すぐには年金から天引きできませんので、当分の間納付書で納めていただきます。

◎納め忘れを防ぐために便利な『口座振替』をご利用ください。手続きは役場各庁舎の総合サービス課や介護保険事務所、郡内の金融機関(秋田ふるさと農協金沢支店を含む)でできます。



介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911  
役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907